

医療法人社団茨腎会身だしなみ規程 (技術・看護・栄養士・看護補助)

平成24年11月

医療法人社団茨腎会

医療部

身だしなみはその人の人格を表すといわれます。また、エビデンスに基づいた感染・標準予防策が基本です。職業人として、常に細心の注意をしていきましょう。

感染対策に基づいた身だしなみの基本

- * 外見的に清潔に見え、実際清潔であること
- * 機能的であること
- * 健康的であること
- * 安全への配慮がなされている（特に障害防止、感染対策、災害時の対策）

服装（ユニフォームと通勤着）

ユニフォーム

- ・ ユニフォームはプレスが効いていて清潔に見えるもの
- ・ ボタンやファスナーはきちんと付いている
- ・ 体にあった全体の調和の取れたサイズのもの
- ・ スカートは膝下丈（膝が隠れている）
- ・ ズボン丈は立位で足首が見えない、且つ床に着かない長さ
- ・ フィット感の強すぎないもの
- ・ 下着はユニフォームから透けて見えないような色を選ぶかインナーを着用する

エプロン

- ・ エプロンの柄や色は派手にならない、病院で支給された物か支給された物と同系色の物

カーディガン

- ・ シンプルなデザインの物で長さは腰丈
- ・ フィット感の強すぎないもの
- ・ 色は、淡い水色・淡いピンク・紺・黒・グレー・白とする
- ・ 名前の刺繍は可
- ・ パーカー・ベストは禁止

ポケット

- ・ ポケットの中にたくさんの物を入れない
- ・ マスコットなどをつけない
- ・ ポシェットやウエストポーチは禁止

通勤着

- ・ 露出の少ない服装
- ・ 下着みたいな服装は避ける
- ・ 派手でない服装

髪型・髪色

- ・ 誰が見ても清潔感を感じる髪型と髪の色
 - ・ 長い髪は束ね、まとめてアップにする
 - ・ お辞儀をした時に落ちてくる髪は留める
 - ・ 前髪は目が隠れないようにする
 - ・ 髪留めに使用する小物はシンプルなデザインで色は黒・紺・こげ茶色など華美でない物
 - ・ 小物（ゴムや髪留め等）は一色使いの無地で柄や飾り（リボンやレース）が付いていない物
 - ・ シュシュは大きすぎない物
 - ・ 染色は目立たない茶色まで（ヘアカラーは JHCA のレベルスケール 8 番まで）
 - ・ 奇抜なヘアスタイルは NG
- ※ 判断が難しい場合は責任者と相談する

顔（まつ毛・エクステンション）

- ・ 健康的で自然な印象であること、顔色が悪く見えないようにする
- ・ 付けまつげやエクステ（髪・まつげ）はしない
- ・ 派手なメイクにはしない・健康的なメイクにする
- ・ アイライン・アイシャドウは奇抜にならない程度にする
- ・ 眉毛は不自然に剃ったり、抜いたりしない
- ・ 髭は伸ばさない
- ・ 鼻毛は出していない

眼鏡

- ・ 眼鏡はフレームが大きすぎるもの、華美な飾りがついているもの、派手な色使いのものは控える

手先、指先

- ・ 常に清潔を保持する
- ・ つめは短く整える、尖らせない
- ・ つけ爪・マニキュアはしない
- ・ ペディキュアは奇抜にならない程度にする

足元（靴・靴下）

靴

- ・ 安全性を確保する
- ・ 実際の清潔と見た目の清潔を心がける
- ・ 色は白色・水色・ピンクまたは淡い色を基調とする
- ・ ライン遣いは淡色とし、派手でないものとする
- ・ つま先、踵、足の甲がしっかりと覆われている物

- ・ 踵は踏まない
 - ・ 歩行時に音がしないように自分にあったサイズのものを選ぶ
- ※ 靴選びで判断が難しい場合は責任者と相談する

靴下

- ・ 実際の清潔と見た目の清潔を心がける
- ・ ストッキングの色は、白色、肌色に近いナチュラルカラー、薄いベージュのもの
- ・ 靴下の色は白無地・白地にワンポイント・ワンラインの物
- ・ 靴下のつま先等の柄は不可
- ・ ワンピースの時は、ストッキングを着用し素足は禁止
- ・ 見えない長さのアングルソックスは可

香水

- ・ 過度の香水は禁止
- ・ 香り・臭いの強い制汗剤・整髪料・ハンドクリームは禁止
- ・ 仕事に就く際は洋服や髪の水についているタバコの臭いは消臭（無臭のもの）すること
- ・ 歯磨き、マウスウォッシュを心がける

アクセサリー

- ・ 指輪（結婚指輪のみ可）、ネックレス、ブレスレット、ピアス（注1以外のもの）は仕事中は外すこと
 - ・ 時計は華美にならないもの
- （注1）透明または白色のピアス「耳たぶに1個で、直径5mm以内・丸型」は可

名札

- ・ 名札は支給されたものを左胸か正面または左ポケット下につける
- ・ 名札にマスコット、ストラップ、シールなどを付けない

その他

- ・ タトゥー禁止(見えない所も)
- ・ アートメイク禁止
- ・ 手首につける健康器具はしない（首につけるものは見えないにすること）